

2020原孝至・基礎講座 模擬講義

合格の王道・OUTPUTから始めるINPUT

辰巳専任講師・弁護士

原 孝至 先生

辰巳法律研究所

2020原孝至・基礎講座 模擬講義 合格の王道・OUTPUTから始めるINPUT

辰巳専任講師・弁護士

原 孝至 先生

目 次

1. 問 題・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

【参考とした事例】

・2020年1月2日付朝日新聞DIGITAL

「毒入りタピオカで不倫相手の妻狙う 誤って別の女性死亡」

2. 実務家の視点・・・・・・・・・・・・ 3

3. 答案例・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

4. 答案例（穴埋め解答付き）・・・・・・ 6

5. スタンダードテキスト刑法1（抜粋）・ 8

【MEMO】

【問 題】

甲（女性）とA（女性）は、いとこ同士で、AとL（男性）は、令和元年5月1日に入籍し、以後、婚姻関係にあった。ところが、甲とLは、同年7月ごろから不倫関係になった。その後、同年11月中旬に上記不倫関係が発覚し、AはLに、甲との不倫関係の解消を迫り、Lはこれを受け入れ、Lは甲に別れを告げて不倫関係を解消した。

その後、甲は、Lとの不倫関係を解消させられたことなどの嫉妬心からAを激しく憎み、Aを殺害しようと考えた。そこで、まず、同年12月1日に、インターネットの闇市場で青酸カリを購入して入手した。翌2日には、毎日購入客で長い行列ができる人気なタピオカドリンク専門店で、タピオカミルクティーを4つ購入し、その全てに購入した青酸カリを混入させ、Aが看護師として勤務するM病院のA宛てに発送した。この青酸カリ入りのタピオカミルクティーは、翌3日の午前中にM病院に届けられたが、Aは、長期休暇ため不在であり、受付のNが受け取り、Nは、AらM病院の看護師が使用する冷蔵庫に保管した。そして、同日午後3時ごろに冷蔵庫で当該タピオカミルクティーを見つけた同僚看護師B（女性）は、タピオカミルクティーが好物であり、また、Aが当分出勤しないことから、飲んでも構わないと思い、その1つを飲んだ直後に死亡した。なお、Aもタピオカミルクティーが好物であり、そのことを甲は知っていた。

甲の罪責を論ぜよ（ただし、特別法違反の点は除く。）。

【参照条文】刑法（明治40年法律第45号）

（故意）

第38条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

2, 3 （略）

（未遂減免）

第43条 犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

（併合罪）

第45条 確定裁判を経ない二個以上の罪を併合罪とする。ある罪について禁錮以上の刑に処する確定裁判があったときは、その罪とその裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。

（一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合等の処理）

第54条 一個の行為が二個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。

2 （略）

（殺人）

第199条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。

（未遂罪）

第203条 第199条及び前条の罪の未遂は、罰する。

（過失致死）

第210条 過失により人を死亡させた者は、50万円以下の罰金に処する。

【実務家の視点】**＜検察官の主張＞**

甲には、Aに対する殺人未遂罪（203条，199条）とBに対する殺人既遂罪（199条）が成立する。

＜甲の弁護人の主張＞

甲には、Aに対する殺人未遂罪（203条，199条）とBに対する過失致死罪（210条）が成立するに止まる。

【解答例】

第1 甲のAに対する罪責

1 本問において、甲は、Aを殺害しようとして青酸カリ入りのタピオカミルクティーをAの勤務先であるM病院にA宛てで発送し、同病院に届けられたものの、Aはこれを飲んでいない。この場合、甲のAに対する① （203条、199条）は成立するか。本問における実行の着手（刑法（以下省略する）43条本文）の時期が問題となる。

↓

2 この点、未遂犯の処罰根拠は、② にある。とすれば、実行の着手もその現実的危険を惹起せしめることをいうと解するべきである。

↓

したがって、実行の着手とは、構成要件的結果の発生に至る現実的危険を含む行為の開始時に認められると解する。

↓

3 これを本問についてみると、当該タピオカミルクティーがM病院に届けられれば、死の結果発生の現実的危険を含む行為が開始されたといえるので、殺人罪の実行の着手は認められる。

↓

4 よって、Aに対する殺人未遂罪（203条、199条）が成立する。

↓

第2 甲のBに対する罪責

1 本問において、甲がAを殺害しようとして発送した青酸カリ入りのタピオカミルクティーをAが飲まず、Aの同僚であるBが飲んで死亡している。そして、甲はAのみを殺害しようとしており、Bを認識していなかったことから、いわゆる具体的事実の錯誤における方法の錯誤の処理が問題となる。

↓

2(1) まず、認識した内容と発生した事実とが具体的に一致していなければ故意は認められないとする見解（具体的符合説）もある。これによると、本問の甲には、Aに対する殺人未遂罪とBに対する過失致死罪（210条）が成立し得るに止まることになる。

↓

しかし、具体的符合説でも客体の錯誤の場合には殺人既遂罪が成立するとするものの、客体の錯誤と方法の錯誤を区別する合理的な理由はない。また、同説では、例えば飼犬Aを殺そうとして飼犬Bを殺した場合には不可罰となるが、この結論は不当である。

↓

したがって、具体的符合説は採り得ない。

↓

(2) この点、故意責任の本質は、③ である。とすれば、行為の時に認識した犯罪事実と発生した結果とが構成要件的に符合している限り、規範の問題に直面していたといえるので、発生した犯罪事実には故意を認めるのが妥当である（法定的符合説）

44 ↓
45 そして、故意の個数については、1個の故意につき、複数の故意犯を認めて
46 もよいと解する。なぜなら、前述のように構成要件の範囲で故意を抽象化する
47 以上、故意の個数は問題とならないと考えるべきであるし、複数の故意犯を認
48 めても観念的競合（54条1項前段）とすることにより、1個の故意犯の法定
49 刑の範囲内で処罰されるのだから、不都合はないからである。

50 ↓
51 (3) これを本問についてみると、甲はAという「人」を殺そうとしていたのであ
52 るから、殺人罪の規範には直面していたということができ、また故意の個数も
53 問題とならないので、Bに対しても殺人罪の故意が認められる。

54 ↓
55 よって、Bに対する殺人既遂罪（199条）が成立する。

56 ↓
57 第3 罪数

58 甲には、Aに対する殺人未遂罪（203条、199条）とBに対する殺人既遂罪
59 （199条）が成立し、両罪は観念的競合（54条1項前段）。

60 以 上

【解答例】（穴埋め解答付き）

第1 甲のAに対する罪責

1 本問において、甲は、Aを殺害しようとして青酸カリ入りのタピオカミルク
 2 ティーをAの勤務先であるM病院にA宛てで発送し、同病院に届けられたものの、
 3 Aはこれを飲んでいない。この場合、甲のAに対する①殺人未遂罪（203条、
 4 199条）は成立するか。本問における実行の着手（刑法（以下省略する）43
 5 条本文）の時期が問題となる。

↓

6 この点、未遂犯の処罰根拠は、②構成要件の実現ないし結果発生の現実的危険
 7 の惹起にある。とすれば、実行の着手もその現実的危険を惹起せしめることをい
 8 うと解するべきである。

↓

9 したがって、実行の着手とは、構成要件的結果の発生に至る現実的危険を含む
 10 行為の開始時に認められると解する。

↓

11 これを本問についてみると、当該タピオカミルクティーがM病院に届けられ
 12 ば、死の結果発生の現実的危険を含む行為が開始されたといえるので、殺人罪の
 13 実行の着手は認められる。

↓

14 よって、Aに対する殺人未遂罪（203条、199条）が成立する。

↓

第2 甲のBに対する罪責

1 本問において、甲がAを殺害しようとして発送した青酸カリ入りのタピオカミ
 2 ルクティーをAが飲まず、Aの同僚であるBが飲んで死亡している。そして、甲
 3 はAのみを殺害しようとしており、Bを認識していなかったことから、いわゆる
 4 具体的事実の錯誤における方法の錯誤の処理が問題となる。

↓

5 (1) まず、認識した内容と発生した事実とが具体的に一致していなければ故意は
 6 認められないとする見解（具体的符合説）もある。これによると、本問の甲に
 7 は、Aに対する殺人未遂罪とBに対する過失致死罪（210条）が成立し得る
 8 に止まることになる。

↓

9 しかし、具体的符合説でも客体の錯誤の場合には殺人既遂罪が成立するとす
 10 るものの、客体の錯誤と方法の錯誤を区別する合理的な理由はない。また、同
 11 説では、例えば飼犬Aを殺そうとして飼犬Bを殺した場合には不可罰となるが、
 12 この結論は不当である。

↓

13 したがって、具体的符合説は採り得ない。

↓

14 (2) この点、故意責任の本質は、③構成要件該当事実を認識して規範の問題に直
 15 面したのに、あえて犯罪行為に出たことに対する非難である。とすれば、行為
 16 の時に認識した犯罪事実と発生した結果とが構成要件的に符合している限り、
 17 規範の問題に直面していたといえるので、発生した犯罪事実には故意を認める
 18 のが妥当である（法定的符合説）

44 ↓
45 そして、故意の個数については、1個の故意につき、複数の故意犯を認めて
46 もよいと解する。なぜなら、前述のように構成要件の範囲で故意を抽象化する
47 以上、故意の個数は問題とならないと考えるべきであるし、複数の故意犯を認
48 めても観念的競合（54条1項前段）とすることにより、1個の故意犯の法定
49 刑の範囲内で処罰されるのだから、不都合はないからである。

50 ↓
51 (3) これを本問についてみると、甲はAという「人」を殺そうとしていたのであ
52 るから、殺人罪の規範には直面していたということができ、また故意の個数も
53 問題とならないので、Bに対しても殺人罪の故意が認められる。

54 ↓
55 よって、Bに対する殺人既遂罪（199条）が成立する。

56 ↓
57 第3 罪数

58 甲には、Aに対する殺人未遂罪（203条、199条）とBに対する殺人既遂罪
59 （199条）が成立し、両罪は観念的競合（54条1項前段）。

60 以 上

【スタンダードテキスト刑法1（抜粋）】

実行の着手（未遂犯）

第1 実行の着手

未遂罪の成立には「犯罪の実行に着手」することが必要である（43条本文）。実行の着手に至らなければ予備・陰謀にとどまり原則として処罰されないのに対し、実行の着手が認められれば、未遂犯として原則として処罰されることになるから、実行の着手は予備罪・陰謀罪と未遂犯とを区別するメルクマールとして重要な意義を有する。

そこで、実行の着手はいかなる時点に認められるか、実行の着手の意義が問題となる。

なお、実行の着手は、実行行為の一部を開始した時点と捉えるのが通説的見解であるが、実行の着手と実行行為の形式上の開始時期を区別して考える見解も有力である（前田）。この見解は、実行行為概念を規範的・実質的に理解すべきことを前提とする。

第2 「実行の着手」の意義

実行の着手に関する学説の対立は、未遂犯の処罰根拠に関する学説の対立と対応する。



論点01

実行の着手の意義について、どのように解すべきか。

A 主観説（牧野、宮本）

犯意の成立がその遂行的行為によって確定的に認められること、あるいは、犯意の跳躍的表動をもって実行の着手と解する。

（批判）

- ① 予備と未遂の区別が不明確になる。
- ② 犯罪意思を重視することにより、着手時期が早期に認められ、処罰範囲が不当に拡大する。

B 客観説

B1 形式的客観説（団藤、植松）

構成要件を基準にして形式的に実行の着手時期を決定する見解であり、構成要件に該当する行為（およびこれと直接密接する行為）を開始したときに実行の着手があるとする。

（批判）

- ① 形式的判断を厳格に貫くと、着手時期が不当に遅くなる。
- ② 実行の着手が構成要件該当性の問題であるところ、この見解では問いを

もって問いに答えているに過ぎない。

B2 実質的客観説

法益侵害の現実的危険の発生を基準に実行の着手時期を決定する（通説）。

※ 実質的客観説における法益侵害の現実的危険を、行為の危険性とするか、結果の危険性とするかにつき争いがある。

B2-1 実質的行為説（大塚、大谷、川端）

結果発生危険性の発生する「行為」の開始時点に実行の着手を肯定する（行為無価値論と親近性が認められる。）。

（理由）

何らかの形式的行為では足りず、実質的危険が必要であるが、「実行の着手」である以上「行為」を開始する時点でなければならない。

B2-2 結果説（平野、山口、前田）

結果無価値論の見地から、法益侵害の危険性が一定程度に達した時点で実行の着手を肯定する。

（理由）

未遂犯における違法の側面の問題である着手時期は、最終的には未遂として処罰すべき危険の発生の有無から逆算するしかない。

※ 裁判例は、実行の着手につき「実行の着手があったかどうかは主観的には犯罪構成要件を実現する意思乃至は認識を以てその行為をしたかどうか、客観的には、一般に犯罪構成事実を実現する抽象的危険ある行為がなされたかどうかを探求して個々の場合につき具体的に認定すべき事実問題である」とする（東京高判昭29.12.27）。判例の具体的結論からは、実質的客観説を採用したとの評価がなされているが、実際の実行の着手時期は各犯罪類型ごとに判断を行っている。

□判例 最決昭40.3.9, 百選 I No.62

本決定は、犯人が被害者の店舗内で、所携の懐中電灯で真っ暗な店内を照らしたところ、電気器具類が積んであることが分かったが、なるべく金を取りたいのでたばこ売場の方に行きかけたときは、窃盗の着手があったとした。

□判例 最決昭45.7.28, 百選 I No.63

被告人らが、夜間、ダンプカーの運転席に通行中の女性を引きずり込み、ダンプカーを発進させて同所から5キロメートル離れた護岸工事現場で姦淫したときは、女性をダンプカーの運転席に引きずり込もうとした段階において、すでに強姦〔現：強制性交等〕に至る客観的危険性が明らかに認められるから、その時点において強姦〔現：強制性交等〕の実行の着手があったとした。

□判例 最決平11.9.28**【事案】**

ドイツ人甲はシンガポールから大麻を密輸しようと企て、大麻を隠した2つのスーツケースを1つ（黒色）は機内預託手荷物として、1つ（紺色）は自ら携帯して機内にもち込み、成田空港に到着し、紺色スーツケースを携帯して、上陸審査場で審査を受けたが、出入国管理法および難民認定法の条件に適合していないので本邦からの退去を命じられ、当日に本邦を出発する航空機に搭乗することとした。この間黒色スーツケースは、作業員により機外に搬出され、旅具検査場に搬入された。そこで甲が税関職員の指示を受けた航空会社の職員に促され旅具検査場へ赴き、黒色スーツケースを受け取り、税関の検査台で検査を受けたところで、これに大麻を隠していることが発見された。

【判旨】

「被告人は、入国審査官により本邦からの退去を命じられて、即日シンガポールに向け出発する航空機に搭乗することとした時点において、本件大麻を通関線を突破して本邦に輸入しようとする意思を放棄したものと認められるけれども、それまでに、大麻が隠匿された黒色スーツケースは空港作業員により旅具検査場内に搬入させ、大麻が隠匿された紺色スーツケースは被告人が自ら携帯して上陸審査場へ赴いて上陸審査を受けるまでに至っていたのであるから、この時点においては被告人の輸入しようとした大麻全部について禁制品輸入罪の実行の着手が既にあったものと認められる。」

【評価】

禁制品輸入罪の実行の着手時期については、禁制品を隠匿した航空機が本邦の領空に入った時点、航空機から荷物を取り降ろす作業が開始されまたは乗客が降り立った時点、旅具検査場に入った時点など争いがある。本判決は上陸審査を受けるまでに至っていたことを理由に実行の着手を肯定しているが、これ以前のどの時点に着手を認めるか明確にはしなかった。

事実の錯誤

1 総説

第1 意義

1 意義

- (1) およそ錯誤とは、事実と観念の食い違いをいう。
 そして、事実の錯誤とは、行為者が行為の当時認識した犯罪事実と現に発生した構成要件に該当する客観的事実が一致しないことをいう。
- (2) 通説的立場からは、事実の錯誤に当たると原則として故意責任を問い得ないことになる。なぜなら、構成要件該当事実につき行為者の認識と重要な食い違いがあると、行為者に規範の問題が与えられず、当該行為を違法であると認識する機会がもてないため、行為者を非難できないからである。

2 錯誤の種類

- (1) 具体的事実の錯誤とは、同一構成要件内で主観と客観の齟齬がある場合をいう。
 抽象的事実の錯誤とは、異なった構成要件間で主観と客観の齟齬がある場合をいう。
- (2) 客体の錯誤とは、行為者が客体を取り違え、本来の意図とは別の客体を攻撃した場合をいう。

ex. Aだと思って殺したところ実はBだった場合

方法の錯誤（打撃の錯誤）とは、行為者の攻撃の結果が、意図した客体とは別の客体に生じた場合をいう。

ex. Aを狙ったところ隣のBを殺してしまった場合

因果関係の錯誤とは、行為者の認識したところと異なった因果関係の経過をたどって予期した結果が発生した場合をいう。

ex. Aを溺死させようと川に突き落としたところ、橋げたに頭を打ちつけて死んだ場合

第2 事実の錯誤となるか否かの判断基準

故意が成立するためには構成要件該当事実の認識が必要であるが、それは必ずしもすべてを認識する必要があるわけではなく、例えば因果関係の認識は不要とする見解もあることはすでに学んだ。

そして、認識すべきとされる構成要件該当事実が、行為者の実際の認識と完全に一致していれば問題は生じない。しかし、両者は大なり小なり

り一致しないのが通常である。



論点 12

行為当時認識していた犯罪事実と現に発生した構成要件該当事実との間にどの程度の一致が見られれば、発生した結果につき故意の成立が認められるか。

A 具体的符合説（平野、山口）

認識した内容と、発生した事実とが具体的に一致していなければ故意は認められないとする。

（批判）

- ① 軽微な錯誤の範囲までいちいち問題とするために、故意を認める範囲が狭くなりすぎ、実際に適合しない。
- ② 特に方法の錯誤に関して、法感覚上当罰的であるとみられる場合を不可罰とせざるを得ないことが多い。

※ 具体的符合説を採る論者も、一般に、客体の錯誤については「その人」を殺そうと思って「その人」を殺した等の理由により、発生した客体に対する殺人の故意を認める。

B 法定的符合説（判例の立場・通説）

認識した内容と、発生した事実とが構成要件の範囲内で符合していれば故意を認める。

（理由）

規範は構成要件という形で一般国民に与えられているから、法定の構成要件において符合している限り故意があるというべきである。

※ 前田教授も法定的符合説を妥当とするが、その根拠については、実質的故意論によれば構成要件で符合している限り、一般人ならばその罪の違法性を意識し得る程度の事実の認識はあるからとする。

C 抽象的符合説

認識した内容と発生した結果とが意思ないし性格の危険性の点で抽象的に符合していれば故意を阻却しない。

（批判）

犯罪の成立に関して構成要件のもつ定型的意味を無視する奔放な判断に陥るおそれがある。

※ 具体的事実の錯誤に関して、AとBが対立しており、抽象的事実の錯誤に関してBとCが対立している。

第3 事実の錯誤

ある錯誤が事実の錯誤に当たるかは、故意が阻却されるか否かに関係するので問題となる。

具体的には、①規範的構成要件要素の錯誤、②法律的事実の錯誤（行政刑罰法規の禁止事項に関する錯誤等）、③違法性阻却事由の錯誤等について問題となる。

この問題は、違法性の意識および法律の錯誤と関連して理解することが必要なので、当該箇所でも説明する。

2 具体的事実の錯誤

第1 処理の方法



論点13

具体的事実の錯誤の処理の方法について、どのように解すべきか。

A 具体的符合説

具体的符合説を徹底すると、客体の錯誤・方法の錯誤を問わず故意犯の成立が否定されることになるが、わが国で主張されている具体的符合説は、方法の錯誤についてのみ故意犯の成立を否定し、客体の錯誤については故意犯の成立を認めるのが一般である。その意味で理論的に徹底した具体的符合説ではないことに注意しなければならない。

(理由)

故意の成立には重要な構成要件該当事実の認識が必要であるが、これは存在する構成要件該当事実ごとにその存否が問題とされなければならないところ、被害法益は重要な事実であるから、それが異なれば構成要件該当事実が異なる。

(批判)

他人の物に対する器物損壊の意図で同人の別の物を損壊した場合のように、未遂処罰や過失処罰の規定を欠く犯罪類型の場合には不可罰とせざるを得ないことになり、妥当でない。

B 法定的符合説

B1 数故意犯説（最判昭53.7.28、百選I No.42・前田、大谷）

法定的符合説によると、構成要件的に符合している限り故意犯が成立することになるから、「およそ『人』を殺そうとして『人』を殺した以上、殺人既遂が成立する」ことになる。そして、この考えを徹底すると、構成要件的に符合する複数の客体に結果が発生した場合にもそれぞれの客体に対して故意犯が成立し、それらは観念的競合の関係に立つことになる。

(批判)

1個の故意につき複数の故意犯を認めるのは妥当でない。

B2 一故意犯説（大塚、福田）

法定的符合説を採用しつつも複数の客体に結果が発生した場合に1個の客体についてのみ故意犯の成立を認める見解である。一故意犯説は、どの客体について故意犯の成立を認めるかについてさらに見解が分かれるが、本テキストでは、「行為者が意図した客体に対して結果が発生した場合には意図した客体に対してのみ故意犯の成立を認め、意図した客体に対して結果は発生しなかったが意図しなかった客体に対して結果が発生した場合には、意図しなかった客体に対しての故意犯の成立のみを認める見解」（大塚説）を一故意犯説として取り上げる。

(批判)

意図した客体に重傷を負わせ、さらに意図しない客体を殺害した場合、意図した客体が重傷後死亡したら過失傷害罪から殺人既遂罪へと故意の内容が変化してしまうのは疑問であり、また意図しなかった複数の客体に対して結果が発生した場合にどの客体に故意犯の成立を認めるかの基準が明確でない。

□判例 最判昭53.7.28, 百選 I No.42

「犯罪の故意があるとするには、罪となるべき事実の認識を必要とするものであるが、犯人が認識した罪となるべき事実と現実が発生した事実とが必ずしも具体的に一致することを要するものではなく、両者が法定の範囲内において一致することをもって足りるものと解すべきである…から、人を殺す意思のもとに殺害行為に出た以上、犯人の認識しなかった人に対してその結果が発生した場合にも、右の結果について殺人の故意があるものというべきである。」

<各説からの帰結>

Case			具体的 符合説	法定的符合説	
				数故意犯説	一故意犯説
I	客体の錯誤 甲 → (A) B 死	A	犯罪不成立	犯罪不成立	犯罪不成立
		B	殺人既遂	殺人既遂	殺人既遂
II	方法の錯誤1 甲 → A 命中せず → B 死	A	殺人未遂	殺人未遂	犯罪不成立
		B	過失致死	殺人既遂	殺人既遂
III	方法の錯誤2 甲 → A 傷 ↓ B 死	A	殺人未遂	殺人未遂	過失傷害
		B	過失致死	殺人既遂	殺人既遂
IV	方法の錯誤3 甲 → A 死 ↓ B 死	A	殺人既遂	殺人既遂	殺人既遂
		B	過失致死	殺人既遂	過失致死
V	方法の錯誤4 甲 → A 死 ↓ B 傷	A	殺人既遂	殺人既遂	殺人既遂
		B	過失傷害	殺人未遂	過失傷害
VI	方法の錯誤5 甲 → A 傷 ↓ B 傷	A	殺人未遂	殺人未遂	殺人未遂
		B	過失傷害	殺人未遂	過失傷害
VII	方法の錯誤6 甲 → A 命中せず ↓ B 死 ↓ C 死	A	殺人未遂	殺人未遂	犯罪不成立
		B	過失致死	殺人既遂	殺人既遂 過失致死
		C	過失致死	殺人既遂	
VIII	方法の錯誤7 甲 → A の飼い犬 → B の飼い猫	A	犯罪不成立	犯罪不成立	犯罪不成立
		B	犯罪不成立	器物損壊罪	器物損壊罪

【MEMO】

【MEMO】

辰 巳 法 律 研 究 所

東 京 本 校 : 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4 - 3 - 6

TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)

<http://www.tatsumi.co.jp/>

大 阪 本 校 : 〒530-0027 大阪市北区堂山町 1 番 5 号三共梅田ビル 8 階 TEL06-6311-0400 (代